

仙台市長 郡 和子 様

**農地等利用最適化推進施策の
改善に関する意見書**

令和 7 年 7 月

仙台市農業委員会
会長 赤間 敬

第1 趣旨

我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大など大変厳しい状況にあります。また、農畜産物の価格は依然として安定せず、加えて、国際情勢の著しい変化等が、肥料などの農業生産資材や飼料、燃油等の価格高騰に拍車をかけ、農業経営に深刻な打撃を与えており、農業生産基盤の脆弱化が進行し、産業としての農業の衰退が懸念されるなど、大きな課題に直面しています。

このような厳しい状況の中、本市の農業・農村は広大な農地と恵まれた立地条件のもと、109万市民への食料の安定供給を目指し、県下でも有数の農業産出額を上げるとともに、環境保全などの重要な役割を担ってまいりました。

今後も、本市農業が持続的に発展していくためには、農業者の自助努力もさることながら、本市農政においても顕在化している諸問題の解決はもとより、農業者や消費者、関係機関などが強く連携し、食と農業を取り巻く問題について広く議論する環境を整えるとともに、新たな経済・社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向け、更なる施策の充実・強化が求められています。

そのため、本農業委員会では、本市農業・農村の活性化の礎となる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、農業者、農業団体からの意見・要望をもとに、特に重要となる①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③担い手支援の充実強化、④地産地消の推進、⑤鳥獣被害対策、⑥農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策、⑦農業関連施策の充実の7項目について、改善すべき施策の内容を農業委員会の総意として本意見書に取りまとめました。つきましては、本市農政に係る令和8年度の施策の立案や予算編成にあたり、特段のご配意を賜りますとともに、農業者が生産意欲と将来に対する明るい展望を持ち、安心して農業に取り組んでいける農業政策の展開を、国・県に対し強く求めるよう要望し、提出いたします。

第2 事項

1 担い手への農地利用の集積・集約化

農業の生産性を高め競争力を強化するには、農業用施設の整備・改善、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減など、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、引き続き本農業委員会と連携し、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 農地中間管理事業については、地域計画の策定により、農用地利用集積等促進計画によるものに変更となることから、市は農地中間管理機構と連携のうえ、制度や手続きの変更点について丁寧に周知・啓発を行うこと。
- (2) 令和7年3月に策定された地域計画については、今年度から10年後に目指す地域の農地利用の達成に向けた取組みを進めていくこととなるが、多様な耕作者の掘り起こしも含め、各地区における計画実現に向けた取組みについて、必要な協力や支援を行うこと。
- (3) 担い手にとって大きな負担となっている用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業は、農地集積・集約化の支障にもなっていることから、仙台市又は土地改良区においてU字溝を設置するなどの水路改良工事を計画的に実施するとともに、地域の共同作業の位置付けの重要性に関して地域の理解・醸成に努め、併せて、非農家や集落外からの多様な人材が参画促進できるシステムを構築すること。

また、農地の保全や遊休農地解消などの農村の集落機能の維持に有効である日本型直接支払制度については、更なる活用の推進を図ること。

2 遊休農地の発生防止・解消

農地は市民に多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境の形成など、多様な役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要である。このことから、農地の有効利用を推進するため、遊休農地発生防止のための指針を示したうえで地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう施策を講じるとともに、農地の条件整備や担い手の育成・確保など、遊休農地の発生防止・解消のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 遊休農地の発生が加速度的に進むことが懸念されるため、中山間地域に多く点在する小区画や不整形、傾斜地等農業生産条件の不利な農地については、ほ場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業の積極的な活用努めること。
- (2) 高齢化や担い手不足などにより農地の維持管理活動に支障が出ている中山間地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度の充実及び手続の簡素化について、引き続き取り組むこと。
- (3) 河川敷にある農地は水害などにより遊休農地になりやすい状況であり、水害で被害のあった農道への砂利敷きや木の伐採除去などを行うとともに、農地保全の手段について国土交通省と協議し、適正な農地利用ができる環境にすること。

また、河川が土砂の堆積で浅くなることにより水害を誘発しているため、国土交通省へ浚渫等整備について、引き続き強く働きかけを行うこと。

3 担い手支援の充実強化

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進行する中で、地域計画における担い手の確保を図るため、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化を進めるとともに、新規参入を促進し、多様な担い手の育成のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 認定農業者が再生産可能な収入を確保し、継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の拡充を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行うなど、支援制度の利用促進に努めること。
また、集落営農組織については、効率的・安定的な経営体として持続性を確保する観点から、引き続き法人化に向けた集落内の合意形成のための継続的な支援を行うこと。
- (2) 女性農業者については、農業の活性化や6次産業化等を推進するうえで、経営への参画をより一層促進することが必要であることから、女性農業者への様々な研修機会の充実を図るとともに、異業種連携を支援すること。
- (3) 新規就農者への支援である仙台市独自の施策「小規模機械導入事業」を拡充するとともに、他都市の新規就農者への支援策を参考にし、土壌改良整備費、生産施設の整備等にも市独自の助成や支援を拡充し、総合的な人材育成・確保対策を講じること。

また、初期投資を軽減するため、離農者から農業用機械・施設・作業場等を継承するシステムを構築し、併せて、メンテナンスや改修費用の助成制度を設けること。

- (4) 新規参入者が孤立せず地域に定着できるよう、農業経営、農業技術向上のための就農後の支援やサポート体制を充実するとともに、国・県・市等における新規就農者の補助・支援制度の最新情報を取りまとめ、分かりやすく PR すること。

また、親元での新規就農者を増やし、農業を継続できるようにするために、各種助成制度の対象範囲を親元での新規就農者にも拡大するとともに、新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）に関する年齢制限の緩和を国に要望すること。

- (5) 認定農業者などの担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要であることから、令和 5 年 4 月 1 日に農地法第 3 条許可に係る下限面積要件が撤廃されたことを踏まえ、副業的な営農者や自家消費を目的とした新規就農者に対しても、多様な担い手として位置づけ、営農が継続できるよう適切に育成・支援を行うこと。

また、新規就農者向けに既にノウハウを確立している農家での段階別の研修プログラムを設け、技術習得の支援も行うこと。

4 地産地消の推進

本市では、米を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業をはじめ、野菜、花き、畜産等、多様な農業が展開されており、今後も地域農業が持続的に発展できるよう、仙台市内での更なる農産物の消費拡大への支援を図られたい。

また、食育という観点と同時に、農業者が仙台市という大消費地に安定的かつ大量に地場産品を供給し、利益を得られる施策の展開を図られたい。

- (1) 市内産農産物への理解を深めるため、引き続き市内農産物の活用を、テレビ、新聞、SNS 等で PR し、直売による地産地消を進めるとともに、小売店・飲食店・ホテル・病院等での市内産農産物の利用・販路拡大のほか、食品事業者と連携した加工品への利用促進等、消費拡大を図るうえで必要となる施策を継続して講じること。
- (2) 学校給食への米の提供については、環境保全米の栽培に経費がかさむことから、60kg あたり 250 円である補助額の増額をするとともに、農業者にも制度の普及を図り、生産拡大に努めること。

特に、単独調理校は、学校周辺の畑で取れた野菜を給食に利用するなど、より児童生徒に「食」をアピールしやすい環境にあるため、農業者への学校給食食材としての納品に必要な情報の提供に努めること。

また、その地域で採れた野菜を積極的に活用し、食育及び地産地消の推進に努めるなど、教育現場とのより一層の連携を図ること。

5 鳥獣被害対策

本市の西部中山間地域は、農業者の高齢化や担い手不足、ほ場条件の悪さに加え、イノシシやサルによる農作物被害の拡大に対して、捕獲・電気柵設置等の防護対策が講じられてはいるものの、施設の維持や更新に係る費用と労力の確保の課題に加え、鳥獣被害による営農意欲の低下にも繋がり、経営規模の縮小や離農などによる、農業・農村活力の一層の低下が懸念されている。

また、東部地域においてもカラス、カモ等の鳥類、ハクビシン等による野菜への食害が出ているため、市全域において次の取組みについて対応を図られたい。

- (1) 鳥獣被害防止対策の助成制度については、電気柵やワイヤーメッシュ柵設置、捕獲器具の購入費用が高額になるため、規模の小さいところでも助成率が低くならないよう、総延長ではなく設置金額に応じた助成にするとともに、助成率の向上を図り、農業者の要望に十分対応できる予算を確保すること。

また、個人での新規就農者も増えていることから、個人でも申請できる補助の充実など、市独自の新たな制度を検討すること。

- (2) イノシシ被害防止のための草刈りで多面的機能支払交付金を使い切り、他の活動に使えない地区が見受けられることから、助成額及び助成対象範囲の拡大について強く国へ働きかけを行うこと。

また、ICT 機器などを活用した有害鳥獣のスマート捕獲を行っている事例について、先進事例を研究されているとのことだが、ぜひ普及、導入されたい。

- (3) 関係機関と連携のうえ鳥獣被害の実態把握に努め、個体数の抜本的な削減策を講じるなど、地域全体で取り組む被害防止対策の一層の強化を図り、農業者負担の軽減措置を講じること。
- (4) 鳥害による野菜の食害などが拡大している中、抜本的な対策が見つからないため、引き続き他都市の先進事例を調査し、対策事例を農業者へ紹介すること。

また、当面の対策として、防鳥資材購入・設置の市独自の助成制度により農業者負担の軽減措置を講じること。

6 農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策

国際情勢の影響で、農業用資材・飼料・燃油・電気料等の価格の高騰が長期化している。国・県・市からの支援策が行われているが、事業実施にあたっては、農業者が確実に活用できるよう事業内容について十分な広報活動を行い、単発で終わることなく、継続的な支援を図られたい。

- (1) 肥料については、依然として高値が続き、農業者の経営を圧迫していることから、継続して支援を行なうことを国に要望するとともに、市独自の支援も継続的に実施すること。

また、価格高騰が依然続いているパイプハウス鉄骨や被覆用ビニル、出荷用包装資材等についても支援を行うこと。

- (2) 飼料価格高騰対策については、既存の制度では価格高騰に十分に対応しきれていないため、支援の継続と充実を国・県へ要望すること。

また、市の補助事業については、令和4年度以降、補助額を増額して実施されているところであるが、継続して支援を行うこと。

- (3) 電気料金及び発電用の燃油費は依然として高止まりしており、施設園芸など、農業生産に関わる高騰の影響を受けている農業者に対して支援策を講じ、国・県に対しても継続的な支援について要望すること。

また、電気で稼働する農業用施設のランニングコストが嵩むことで、土地改良区の運営にも多大な支障が生じており、ひいては農業者の負担増が懸念されることから、土地改良区に対する経費の助成を継続して行なうこと。

7 農業関連施策の充実

- (1) 公共用地（市道等法面、下水道敷地、雨水路周囲等）については、草刈りが行われずイノシシの隠れ場所や害虫の発生など隣接農地に悪影響を及ぼしている場合が多々見受けられることから、適切な管理を行うよう、各管理者へ申入れを行うこと。
特に仙台市が管理する土地については、雨水幹線沿い等、草刈りが行われていないものも多く見受けられるため、予算を確保して対応されたい。
- (2) 農業の楽しさや癒しの魅力を発信することが必要であり、消費者が栽培や収穫などの農作業を体験できる機会や、消費者と農業者との交流の場を提供するとともに、小学生の段階から、農業が職業の選択肢の一つとして意識されるような食農教育の推進に努めること。
- (3) 都市農業や農地が、食料の供給だけではなく、食を支える人々の活動の場、交流の場、良好な景観の形成や防災空間など多面的な機能を有していることへの理解を深めてもらうべく周知啓発し、市内における農業の必要性の理解促進を図ること。
- (4) 遊休農地になりやすい畑の有効活用として、本市の特産物を開発し、その特産物生産者を支援するとともに、市内外へのPRを充実させ、本市の特産物としてブランド化を進めること。
- (5) 農産物の適正な価格形成には、消費者の理解が必要であるため、理解醸成を図る啓発活動の充実を国に働きかけること。
- (6) 昨年の令和のコメ騒動から始まった品不足感によるコメの値上がりや、昨今における備蓄米の放出など、コメを巡る環境が急激に変化している。このような中、国は必要な生産量確保のため、事実上の減反にあたる生産調整を見直す方針とされている。生産調整の見直しにあたり、併せて所得補償制度の創設も検討される予定ではあるが、米価下落で農家が経営困難にならないような制度を構築するよう、国へ申し入れること。